

# 岐阜市災害時医療救護計画

平成20年11月  
平成24年 2月改定  
平成25年 2月改定  
平成27年 1月改定  
平成28年 2月改定  
平成30年 2月改定  
平成31年 3月改定  
令和 3年 4月改定  
令和 4年 3月改定

岐阜市



# 目 次

第 1 計画策定の目的	1
第 2 計画の基本的な考え方	1
第 3 医療救護の対象者と実施期間	1
第 4 医療救護体制	1
第 1 章 医療救護体制	1
第 1 節 医療救護体制	2
1 医療救護活動における市及び医療等関係機関の役割	
2 市の医療救護体制	
第 2 節 情報の収集・提供体制	4
1 関係機関との情報収集・提供の体制	
第 3 節 緊急搬送体制	4
1 搬送方法	
第 2 章 医療救護対策	5
第 1 節 医療救護活動の実施	5
1 医療救護本部	
2 現地救護所	
3 救護所	
4 救護病院	
5 医療救護班等の活動	
6 その他医療機関の役割	
第 2 節 医療器具、医薬品等の確保	9
1 医療器具、医薬品等の確保	
第 3 節 血液製剤の確保	9
1 血液製剤の確保	
第 4 節 ライフラインの確保	10
1 自家発電機の使用	
第 5 節 個人医療情報の確保	10
第 3 章 保健対策	10
第 1 節 保健活動	10

1	災害時の保健活動	
2	保健活動班の配置	
3	保健活動の支援要請	
<b>第2節</b>	<b>栄養・食生活支援活動</b>	1 1
<b>第3節</b>	<b>こころのケア</b>	1 1
1	こころのケアの実施	
<b>第4節</b>	<b>歯科保健活動</b>	1 2
1	口腔ケアの実施	
<b>第5節</b>	<b>母子保健活動</b>	1 2
1	妊産婦等の受診支援	
<b>第4章</b>	<b>医療救護における要配慮者対策</b>	1 2
<b>第1節</b>	<b>在宅要配慮者の把握</b>	1 2
1	情報把握対策	
<b>第2節</b>	<b>在宅要配慮者への支援</b>	1 3
1	精神障がい者への支援	
2	難病患者等への支援	
<b>第5章</b>	<b>防疫対策</b>	1 4
<b>第1節</b>	<b>防疫活動</b>	1 4
1	防疫用薬剤、資機材等の確保	
<b>第2節</b>	<b>避難所等での感染症対策</b>	1 4
1	感染症予防指導	
2	感染症患者対策	
3	感染症発生状況及び防疫活動の周知	
<b>第3節</b>	<b>検病調査</b>	1 5
<b>第4節</b>	<b>消毒</b>	1 5
1	消毒の実施	
<b>第5節</b>	<b>ねずみ族、昆虫等の駆除</b>	1 5
1	駆除の実施	
<b>第6節</b>	<b>予防接種等の実施</b>	1 5
1	予防接種の実施	
2	予防投与の実施	

# 岐阜市災害時医療救護計画

## 第1 計画策定の目的

この計画は、今後予想される地震災害等による負傷者、被災者等へ保健・医療を提供するための医療救護体制を確立することを目的とする。

## 第2 計画の基本的な考え方

- 1 この計画は、災害時等における市、関係機関等の体制や役割、基本的な医療救護体制確立の手順等を定める。
- 2 医療救護体制の確立にあたっては、原則「岐阜県地震災害等医療救護計画」（以下「県救護計画」という。）及び岐阜市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）によるものとし、詳細については、本計画に定めるものとする。
- 3 医療救護活動を実施するにあたっては、国、県の定めるマニュアルのほか、市において独自に定めるマニュアル等により詳細な手順を確認するものとする。
- 4 市は、あらかじめ締結した岐阜市医師会（以下「医師会」という。）、岐阜市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、岐阜市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）等との災害協定に基づき、災害時における関係機関の全面的な応援協力を得るものとする。
- 5 医療救護活動は、医師会、歯科医師会、薬剤師会の応援協力のほか、現行の救急医療体制等を活用し、県、関係団体等と連携を図りながら行うものとする。
- 6 この計画は、災害医療をとりまく環境の変化を踏まえ、随時見直しを行う。それにあわせ、市において独自に定めるマニュアル等も、適宜見直しを行う。なお、その際、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と調整を図るものとする。

## 第3 医療救護の対象者と実施期間

### 1 対象者

医療救護の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 負傷者
- (2) 精神障がい者、難病患者、人工透析を必要とする慢性腎不全患者、在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がい者など継続した治療が必要な疾患を有する者
- (3) 口腔ケア等の必要な者
- (4) 助産の必要な者
- (5) 避難生活において感染症疾患のまん延や栄養不良、ストレスにより心身の健康状態が悪化した者
- (6) その他医療を必要とする者

### 2 実施期間

この計画の実施期間は、市災害対策本部が決定する。

## 第4 医療救護体制

### 第1章 医療救護体制

## 第1節 医療救護体制

災害発生時における県、市、その他医療関係機関等との連携については、次のとおりとする。

なお、被災地の状況は、時間とともに変化するため、ニーズに対応した医療救護活動が実施できるよう柔軟かつ速やかに対応する。

### 1 医療救護活動における市及び医療等関係機関の役割

#### (1) 市

救護所等医療救護拠点の設置や、地域住民に対する医療救護活動を実施するほか、必要に応じ県、関係機関等への支援要請を行う。

#### (2) 医療等関係機関

医療等関係機関は、市の要請若しくは自らの判断により医療救護活動を実施するとともに、市が実施する医療救護活動に協力する。

### 2 市の医療救護体制

#### (1) 医療救護本部

救護所や救護病院及び災害拠点病院等の運営管理等、災害時の医療救護に関連する情報拠点として、市保健所内に医療救護本部を設ける。

##### ア 構成

医療救護本部には、保健所長並びに医師会、歯科医師会及び薬剤師会の長並びに関係機関の代表がつめ、相互の調整を行うものとする。

##### イ 運営体制

保健所長は、医師会長と協力し、各機関が実施する医療救護活動の状況を把握し調整に努めるとともに、その内容を逐次市災害対策本部へ報告し、必要に応じ県に支援を要請する。

#### (2) 現地救護所

被災現地において、市民病院医療班等が医療救護活動を実施するために、現地救護所を設ける。

現地救護所は、被災現地に近い救護所又は救護病院に設けるものとする。適当な施設がない場合は、各保健センター班と協力して、テント等により野外に設置する。

#### (3) 救護所

被害が甚大となった場合、被災現場の医療救護活動の拠点として、救護所を設ける。

救護所は、原則として指定拠点避難所となる小学校等の保健室とするが、その他中学校の保健室等やコミュニティセンター等を利用する。

##### ア 設置場所

救護所とする小学校は、災害の状況に応じ地域防災計画で定める避難所の小学校の中から、市災害対策本部が決定する。

##### イ 医療救護体制

救護所の医療救護体制は、参集した医師、歯科医師、薬剤師等を中心とする。

状況に応じ、各消防署班が救助、救急活動を行うとともに、他地域からの医師等

の増員を図る。

また、補助者として自主防災組織等に協力を求めるものとする。

#### (4) 救護病院

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当な場合、医療救護本部は、当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて医療を実施するよう要請する。

##### ア 被災状況の把握

医療救護本部は、機能している医療機関（医療施設）の被災状況の情報収集を行う。

##### イ 対象施設

救護病院は、被災状況に応じ地域防災計画による管内病院長の医療機関から、医療救護本部が協議により選定する。

##### ウ 被災負傷者収容施設

医療救護本部は、救護病院で重症患者等を収容しきれない場合、必要に応じ救護病院に臨時の被災負傷者収容施設を確保するものとする。

#### (5) 医療救護班等

被災現場の医療救護活動を行うために、被害の規模に応じて地域防災計画に定めるもののほか、次のとおり市民病院医療班、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班及び各消防署班（以下「医療救護班等」という。）を編成する。

##### ア 市民病院医療班

被災現場における医療の必要があるときは、市民病院医療救護班によって市民病院医療班を編成する。

##### イ 医療救護班

被害が甚大となった場合、岐阜市医師会に要請し医療救護班を編成する。医療救護班は、救護所にて医療救護活動を行う。

##### ウ 歯科医療救護班

被害状況を勘案し、歯科医療救護を実施する必要があるときは、岐阜市歯科医師会に要請し歯科医療救護班を編成する。

##### エ 薬剤師班

調剤、服薬指導、医薬品管理及び避難所の衛生管理等の医療救護を実施する必要があるときは、岐阜市薬剤師会に要請し薬剤師班を編成する。

薬剤師班は、救護所及び避難所における上記の活動のほか、緊急物資の「地域内輸送拠点」において医薬品の仕分け、管理を行う。

##### オ 各消防署班

地域防災計画による各消防署班は、必要に応じ救護所においてトリアージ、応急処置等の救護活動を行う。

#### (6) 保健活動班

被災現場の保健活動を行うために、保健活動班を編成する。

##### ア 保健活動班の編成

保健活動班は、医療救護本部が編成する。

#### イ 班員の構成

避難所等で保健活動を行う保健活動班は、原則1班あたり2名とし、保健衛生部の保健師職員で構成する。ただし、被災規模、被災状況等を勘案し、その他保健師又は保健師以外の職員を柔軟に配置する。

また、職員による構成が困難な場合は、職員に限定せずに班編成を行う。

#### (7) 防疫活動班

災害時の防疫活動を実施するために、必要に応じ防疫活動班を編成する。

防疫活動班の編成の必要性は、医療救護本部が災害規模、被災状況を勘案して判断するものとし、医療救護計画の実施期間中、常設するものではない。

#### ア 防疫活動班の編成

防疫活動班は、医療救護本部が編成する。

#### イ 班員の構成

防疫活動班は、地域防災計画で定める感染症対策班及び生活衛生班により構成する。ただし、災害規模、被災状況等を勘案し、感染症対策班及び生活衛生班以外の職員を柔軟に配置する。員数についても同様に勘案する。

#### (8) 医療保健活動等支援班

医療保健活動等支援班は、国、県、日本赤十字社、看護学校等からの応援により医療救護本部が受け入れた活動班を指す。医療保健活動等支援班は、医療救護本部が統括する。

#### ア 医療保健活動等支援班の編成

医療保健活動等支援班は、派遣された際の編成を維持する。班編成されずに派遣された場合は、医療救護本部にて班を編成する。

## 第2節 情報の収集・提供体制

### 1 関係機関との情報収集・提供の体制

医療救護本部は、県及び市災害対策本部が行う住民への医療機関の診療情報及び保健活動情報等の広報活動に必要な情報を収集する。

## 第3節 緊急搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、救護所等の状況、搬送手段等を考慮し、医療救護班の指揮により効率的に実施する。

### 1 搬送方法

救護所等への搬送は、次のとおり行う。

#### (1) 搬送方法の調整

医療救護本部は、被災現場から搬送方法について支援を求められた場合、次の手段による搬送を調整する。

#### (2) 最寄りの救護所等への搬送

##### ア 自主防災組織

##### イ 避難場所にいる住民

(3) 遠方の救護所等への搬送

- ア 救急車
- イ 公用車
- ウ 一般車両
- エ タクシー協会との協定による車両
- オ 上記を含む緊急交通車両

(4) 市外への搬送

市内で収容できない重症患者の搬送については、県災害対策本部岐阜支部を通じ収容先の調整を要請し、車両等で市において搬送する。

(5) 車両等の通行が不能の場合による搬送

車両等による通行が不能となった場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部にヘリコプターの派遣等搬送支援を要請し搬送する。

## 第2章 医療救護対策

### 第1節 医療救護活動の実施

災害時における医療救護体制のもと、それぞれの活動は、次のとおりとする。

#### 1 医療救護本部

(1) 医療救護本部の業務

医療救護本部（災害発生の前においては保健衛生部）は、医療救護活動の実施及び支援のため、医療救護班等のほか、保健活動班、防疫活動班、医療保健活動等支援班等を統括し、次の業務を行う。

(事前対策)

- ア 救護病院の指定
- イ 医療救護班の編成
- ウ 医療ボランティア等の受入体制の確立

(応急対策)

- ア 医療救護班の派遣及び医療等関係機関への派遣要請
- イ 医薬品供給の調整及び県への支援要請
- ウ 災害時に特に支援を要する者への対応
- エ 医療機関被災状況・診療状況等の情報収集・連絡・情報提供

(2) 救護所、救護病院の指定

市災害対策本部は、被害想定に従いあらかじめ救護所候補を指定するものとする。

医療救護本部は、災害時において医療機関と協議し救護病院を決定する。また、必要に応じ仮設の被災負傷者収容施設を設置するものとする。

それぞれの医療機関は、災害時において医療救護本部の調整のもと、連携して医療救護活動を実施する。

(3) 医療保健活動等支援班の受け入れ

- ア 医療ボランティア等

国、県、日本赤十字社等の職員及びその他医療ボランティア等の応援は、医療救護本部で調整のうえ積極的に受け入れるものとする。

イ 看護学校等への協力要請

災害が発生し、医療救護活動において必要と認める場合、医療救護本部は、看護学校等の教員及び看護学生の応援協力を要請するものとする。

ウ 医療保健活動等支援班の集合場所

医療保健活動等支援班の集合場所は、保健所とし状況に応じて各保健センターをあてる。

エ 配置及び巡回の計画

医療保健活動等支援班の配置及び巡回は、医療救護本部において計画する。

## 2 現地救護所

現地救護所における市民病院医療班の活動は、「岐阜市民病院災害対応マニュアル」による。

## 3 救護所

救護所では、傷病者のトリアージ、軽傷者に対する処置、重症者及び中等症者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急措置等の救護活動を行う。

### (1) 救護所での医療救護活動

ア 医療救護を行う者

救護所における医療救護活動は、市民病院医療班のほか、市が要請した医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療救護班があたり、市が編成する保健活動班、各消防署班がこれを補佐する。

イ 医療救護班の編成

医師会、歯科医師会、薬剤師会等が派遣する医療救護班の編成は、あらかじめそれぞれが決めておくこととする。なお、被災状況に応じて、市災害対策本部の要請に基づいて編成、配置の変更等に応じるものとする。

ウ 救護所の管理者

救護所の管理者は、地域防災計画に掲載する「医師会医療救護編成表」及び「歯科医師会医療救護編成表」の各班の班長があたるものとする。

エ 連絡・調整

救護所における医療救護活動の連絡・調整は、医療救護本部の指示のもと保健活動班をもってあてる。

情報収集・連絡・情報提供にあたり電話の使用ができない場合、各指定拠点避難所に備えられた防災無線を活用する。

### (2) 非常体制時の対応

非常体制となった場合は、次のとおり活動を行う。

ア 準備

保健衛生部は直ちに救護所の点検を行い、医療救護班の医療救護活動が開始できるように準備をする。

イ 医療救護班等

それぞれにおいて作成した医療救護マニュアル等に基づいて準備を行う。

ウ 医療救護本部の支援

救護所の管理者はその機能に支障を生じたと認める場合、医療救護本部に必要な措置を講ずるよう要請し、医療救護本部はすみやかに設備等の補給や機能の分担など必要な措置を講じることにより、機能に混乱を生じないように努めるものとする。

(3) 施設及び設備

ア 設備等

救護所の設備等は、おおむね次のとおりとする。

- ・医療機器、医薬品等・・・創傷、熱傷、骨折、蘇生、分娩の各セット
- ・感染症対策資機材・・・サージカルマスク、グローブ、エプロン
- ・その他設備等・・・ベッド、担架、発電機、病衣、雑備品、必要に応じ四方幕付テント

イ 炊き出し給水等

救護所における炊き出し給水等は、避難所にかかる措置と併せて行う。

#### 4 救護病院

救護病院のうち診療所では中等症患者の処置及び収容を行い、病院では重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

(1) 救護病院での医療救護活動

ア 救護活動を行う者

救護病院における医療救護活動は、当該医療機関の医師等により行うが、医療機関の医師等に不足等が生じる場合、医療救護本部は、救護病院の要請に応じ、医療救護班を調整し、活動支援にあてるものとする。

医療救護本部は、救護病院となる医療機関の医療スタッフの充足について掌握に努めるものとする。

イ 救護病院の管理者

救護病院の組織は、既存医療機関の組織をもってあて、管理者は当該組織の管理者とする。

ウ 連絡・調整

救護病院における医療救護活動の連絡・調整は、当該組織の運用によるが、当該医療機関で連絡、調整にあたるスタッフが不足する場合、医療救護本部は、救護病院の要請に応じ保健活動班を派遣する。

(2) 非常体制時の対応

非常体制となった場合は、次のとおり活動を行う。

ア 準備

救護病院は、それぞれが作成する災害時の医療体制に関するマニュアル（以下、「災害時マニュアル」という。）に基づく準備を行う。

イ 医療救護活動

災害時マニュアルに基づき速やかに医療救護活動の準備を行う。

ウ 支援要請

救護病院の管理者は、当該施設が被災等によりその機能に支障が生じたと認める場合は、直ちに医療救護本部にその状況を報告し、支援を要請する。

(3) 施設及び設備

ア 設備等

救護病院の設備及び備品は、現に有するものを使用する。

イ 医薬品等

救護病院は、医薬品、飲用水等の供給に支障が生じた場合は、すみやかに医療救護本部に対し、供給等の対策を講じるよう要請する。

## 5 医療救護班等の活動

救護所等における市民病院医療班以外の医療救護班等の活動は、次のとおりとする。

(1) 医療救護班の活動

ア 傷病者の後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ）

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療

エ 医薬品又は医療用資機材の確保

オ 看護

カ 助産

キ 死亡の確認

(2) 歯科医療救護班の活動

ア 収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療

エ 医薬品又は歯科医療用資機材の確保

(3) 薬剤師班の活動

ア 傷病者に対する調剤及び服薬指導等

イ 救護所等のほか、医薬品、物資集積所等における医薬品の仕分け及び管理

ウ 避難所の衛生管理

(4) その他の活動

上記に挙げるもののほか、各消防署班は、必要に応じ救助、救急活動を行う。

医師会、歯科医師会、薬剤師会は、それぞれ医療救護マニュアルを備え、災害時の医療救護に必要な事項を実施する。

また、医療救護班及び歯科医療救護班は、必要に応じて警察に協力し遺体の検案を行う。

## 6 その他医療機関の役割

救護病院として指定しない医療機関は、状況に応じて医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医師会、歯科医師会、その他病院や診療所の管理者等と十分に連携を図るものとする。

また、すべての医療機関は、県救護計画及び地域防災計画に定める災害拠点病院及び救命救急センターと十分に連携を図るものとする。

## 第2節 医療器具、医薬品等の確保

救護所、救護病院における医療器具、医薬品等の確保については、次のとおりとする。

### 1 医療器具、医薬品等の確保

#### (1) 医薬品等の確保

医療救護本部は、地域防災計画による医薬品の確保のほか、薬剤師会の備蓄する薬品の供給を受けられるよう調整する。

#### (2) 初期活動における医療器具、医薬品等の確保

救護所における初期救護活動に必要な医療器具、医薬品等については、救護所の設備品等を用いるほか、医療救護班及び薬剤師班が携行する。

#### (3) 不足が生じた場合の対応

医療器具、医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに医療救護本部に必要な医薬品等の数量を連絡し、医療救護本部は、関係機関からこれを調達する。

#### (4) 輸送手段

医薬品等は、医薬品卸売業者等による輸送を原則とし、輸送が困難な場合は、市災害対策本部を通じ、緊急車両の出動を要請する。

#### (5) トリアージタグの確保

保健衛生部は、災害時に必要とされるトリアージタグの確保のため、計画的に購入し、各保健センター等へ配分して備蓄するものとする。

必要とする備蓄数は、全人口の10分の1程度の4万個とする。

#### (6) 分娩セットの確保

保健衛生部は、各指定拠点避難所となる小学校等の備蓄部屋に分娩セットを備える。耐用年数のある消耗品については、定期的に交換等を実施する。

#### (7) 安定ヨウ素剤の確保

保健衛生部は、原子力災害時に救護所等で医療救護班が配布するために必要な安定ヨウ素剤を確保するため、計画的に購入し、保健所及び市民病院に備蓄するものとする。

## 第3節 血液製剤の確保

救護所、救護病院における血液製剤の確保については、次のとおりとする。

### 1 血液製剤の確保

#### (1) 保有状況の把握

医療救護本部は、市内の病院の血液製剤の保有状況を把握する。

#### (2) 供給及び供給要請

血液製剤の供給を要請する場合は、各医療機関が既存の血液製剤供給体制を活用する。医療救護本部は、既存の体制を活用できない機関等から要請を受けた場合は、岐

岐阜県赤十字血液センターに供給を要請する。

### (3) 輸送手段

血液製剤は、岐阜県赤十字血液センターによる輸送を原則とする。

岐阜県赤十字血液センターによる輸送が困難で、輸送手段の確保を要請された場合、医療救護本部は、市災害対策本部を通じ緊急車両の出動を要請する。

### (4) 献血活動

県が行う献血活動について、県災害対策本部岐阜支部から協力を要請された場合、医療救護本部は、移動採血車の出動場所の設定及び市民に献血を要請するための広報活動等を行う。

## 第4節 ライフラインの確保

医療救護本部は、ライフラインが途絶した場合になされる復旧活動、医療救護に必要な水、燃料等の確保にあたって、関係機関の連絡調整等を図る。

### 1 自家発電機の使用

災害時に電気の供給が途絶えた場合は、各避難所に備えた自家発電機を使用し、医療救護活動に優先的に使用する。

## 第5節 個人医療情報の確保

被災者の応急処置を迅速かつ適切に行うための事前対策として、医療救護本部（災害発生の前においては保健衛生部）は、お薬手帳や既往歴、薬の服用履歴等の救急医療情報を記載又は電磁的に記録したカードを個人が常備、携帯するよう普及啓発を図る。

## 第3章 保健対策

### 第1節 保健活動

災害によるショック、避難生活等による様々なストレスを抱える被災者への心身両面の保健指導の実施、健康状態の悪化を予防するため、保健活動班を編成する。保健活動班は、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身ともに健康な生活が送れるための被災者への支援のほか、精神障がい者の保護等の活動を行う。

また、保健活動班は、健康状態が悪化している者の早期発見、栄養・食生活支援、こころのケア、口腔ケア、妊産婦等の受診支援、精神障がい者や難病患者等要支援者の支援、防疫等必要な支援につなげるため、次のとおり保健活動を行う。

### 1 災害時の保健活動

#### (1) 健康課題の情報収集及び提供

保健活動班は、被災地の避難所や救護所等における感染症、慢性疾患等の健康課題、医療機関の稼働状況等被災状況の情報を収集し、逐次医療救護本部に報告する。

医療救護本部は、収集した情報を整理し、関係機関に提供する。

#### (2) 保健活動方針の決定

収集した情報を踏まえ、医療救護本部は、保健活動班の活動内容、班編成、派遣場

所等の保健活動方針を定める。

### (3) 保健活動の実施

保健活動班は、医療救護本部の定める保健活動方針のもと、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」（厚生労働省）、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」、「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動マニュアル」、「避難所運営マニュアル」（岐阜市）等に基づいて保健活動を行う。

## 2 保健活動班の配置

### (1) 避難所への配置及び巡回

避難所には、保健師を班単位で配置し、原則大規模避難所には2班、小規模避難所には1班を配置する。災害の規模により常駐が適切でないと判断した場合は、巡回で対応する。

### (2) 配置計画の見直し

上記の規定によらず、被災規模、被災状況等を勘案し、医療救護本部は、配置について適宜見直しを図る。

## 3 保健活動の支援要請

### (1) 保健師等による医療保健活動等支援班の支援要請

市における保健活動班が不足する場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に保健師等による医療保健活動等支援班の派遣を要請する。

また、保健活動において、専門性の高いケア等が求められる場合は、県災害対策本部岐阜支部を通じ専門チームの派遣を要請する。

### (2) 医療保健活動等支援班の配置等

医療保健活動等支援班の配置及び巡回は、医療救護本部が計画する。

### (3) 医療保健活動等支援班への支援

医療保健活動等支援班に必要な地図、救護所等医療機関一覧等は、医療救護本部が準備する。

## 第2節 栄養・食生活支援活動

### (1) 食料供給体制及び食事に対する要配慮者の把握及び支援

避難所等の食料供給状況を把握するとともに、災害救援物資、義援食品等を確認し、早急に食料供給体制を確立する。

保健活動班の活動において、乳幼児、高齢者、慢性疾患患者など食事に対する要配慮者の把握に努め、緊急性を要する要配慮者については、早急に支援体制を確立する。

### (2) 食事内容の改善指導

避難所等で供給される食事内容を確認し、必要な栄養量の確保に努めるための改善指導を行う。

## 第3節 こころのケア

### 1 こころのケアの実施

(1) 保健活動におけるこころのケア

保健活動班は、「災害時のこころのケア」（岐阜県精神保健福祉センター）等に基づいて、被災者のこころのケアを図る。

(2) こころのケアチーム派遣要請

医療救護本部は、保健活動班の活動結果を踏まえ、被災者への精神面に関する専門性の高いケアが必要と判断する場合、県災害対策本部岐阜支部に対し、こころのケアチームの派遣を要請する。

#### 第4節 歯科保健活動

##### 1 口腔ケアの実施

(1) 救護所等における口腔ケアの実施

保健活動の結果を踏まえ、長期化が予想される被災者の避難生活の質を維持するとともに、口腔衛生の維持、回復及び早期歯科治療につなげるため、拠点避難所に備蓄している歯ブラシを活用し、救護所等において歯科医療救護班による口腔ケアを行う。

(2) 口腔ケア支援要請

口腔ケアが必要で、歯科医療救護班による対応が困難又は不可能な場合は、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に対し支援を要請する。

#### 第5節 母子保健活動

##### 1 妊産婦等の受診支援

(1) 救護所等への受診支援

保健活動の結果、受診が必要な妊産婦等を確認した場合、保健活動班は、各消防署班と協力し救護所又は救護病院へ妊産婦等を搬送する。

保健活動班による搬送が困難なときは、医療救護本部へ搬送支援を求め、医療救護本部は、搬送の手配をする。

(2) 受診支援の要請

分娩取扱い医療機関への受診支援が必要な妊婦を確認した場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に対し、受入れ可能な分娩取扱い医療機関の確保を要請し、搬送の手配をする。分娩取扱い医療機関への搬送方法については、第1章第3節による。

(3) 分娩

分娩は、原則分娩取扱い医療機関で実施することとするが、妊婦を分娩取扱い医療機関へ搬送することが困難な場合、避難所等で分娩室を設け、各指定拠点避難所となる小学校等の備蓄部屋に備える分娩セットを用いて医療救護班による分娩を行う。

### 第4章 医療救護における要配慮者対策

#### 第1節 在宅要配慮者の把握

##### 1 情報把握対策

医療救護本部（災害発生の前においては保健衛生部）は、継続した治療が必要な疾病を有する要配慮者について、疾病の特性に応じた支援のため、次のことを行う。

(1) 事前対策

災害時要配慮者対策の一環として平時より整備される、避難行動要支援者名簿を活用し、精神障がい者等の継続した治療を要する要配慮者対策を講じる。

(2) 応急対策

大規模災害発生後は、要配慮者の被災状況及び必要な支援の把握を行い、必要な医療救護対策を講じる。

## 第2節 在宅要配慮者への支援

### 1 精神障がい者への支援

(1) 精神科救急医療システム構築情報の把握

医療救護本部は、県災害対策本部が行う精神科救急医療システムの確認及び再構築の進捗状況に関する情報を収集し、精神科救急医療状況を把握する。

(2) 精神障がい者への支援要請

医療救護本部は、保健活動の結果、精神障がい者等に対する医療が必要な要支援者を確認した場合、県災害対策本部岐阜支部に対し、こころのケアチームの派遣を要請する。

(3) 入院等の支援要請

精神科救急医療システムの構築が確認できている場合で、医療機関での救急医療が必要な患者を確認したとき、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に対し入院等必要な支援を要請する。病院への搬送方法については、第1章第3節による。

### 2 難病患者等への支援

(1) 難病患者への支援

ア 救護所等での治療

保健活動により把握した難病患者について、救護所又は救護病院等において治療を行う。

イ 入院を要する患者の受入要請

救護所等での治療の結果、入院を要すると判断された患者については、県災害対策本部岐阜支部に対し、病院への受入調整を要請する。

ウ 搬送方法

病院への搬送方法については、第1章第3節による。

エ 疾患に応じた必要な薬品の確保

疾患に応じた必要な薬品等の確保手法については、第2章第2節によるものとし、保健活動班を通じて配送する。

オ 疾患に応じた人工呼吸器等の医療機器の電源確保

疾患に応じた人工呼吸器等の医療機器の非常用電源について、救護所等において確保する。

(2) 人工透析患者への支援

ア 透析を要する患者の受入要請

保健活動により把握した透析を要する患者について、医療救護本部は、県災害対

策本部岐阜支部に対し、透析実施医療機関への受入調整を要請する。

イ 搬送方法

透析実施医療機関への搬送方法については、第1章第3節による。

ウ 透析に必要な薬品等の確保

透析に必要な薬品等の確保手法については、第2章第2節による。

## 第5章 防疫対策

### 第1節 防疫活動

災害時における感染症発生予防、まん延防止のため、以下により防疫対策を実施する。

防疫を必要とする災害が生じた場合の報告、災害防疫が完了した場合の完了報告については、地域防災計画により実施する。

#### 1 防疫用薬剤、資機材等の確保

(1) 防疫用薬剤、資機材等の確保

ア 災害時における防疫対策に用いる薬剤及び資機材は、保健所の備蓄品を用いる。

防疫用薬剤、資機材等の不足が生じた場合、医療救護本部は、速やかに必要な薬剤等の数量を把握し、関係機関からこれを調達する。

イ 市のみでは防疫措置を十分に実施することが困難である場合は、「災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書」に基づき、一般社団法人岐阜県ペストコントロール協会に協力を要請し、薬剤、防疫に必要な物品及び労力の調達又は提供等を受ける。

#### 第2節 避難所等での感染症対策

##### 1 感染症予防指導

(1) 感染症予防指導

保健活動班は、被災者に対し手洗い、消毒、うがい、マスク、換気等の指導を行い、避難所等における感染症予防を図る。

##### 2 感染症患者対策

(1) 救護所での対応

感染症疾患のある者については、医療救護班が救護所等で必要な治療を行う。

救護所等での診断の結果、入院の必要がある場合は、医療機関への搬送を行う。

(2) 患者の搬送手段

搬送の方法については、第1章第3節による。

(3) その他の措置

保健活動において感染症患者を確認した場合、医療救護本部は、感染症のまん延防止のため、避難所の配置換え等、必要な措置を行う。

##### 3 感染症発生状況及び防疫活動の周知

(1) 情報の整理と提供

医療救護本部は、感染症が発生した場合、その発生状況及び防疫活動について県及び市災害対策本部が広報活動をするための情報を速やかに提供する。

(2) 県への報告

感染症が発生した場合の県への報告は、地域防災計画により感染症対策班が実施する。

### 第3節 検病調査

県が行う検病調査への協力は、地域防災計画の定めるとおりとする。

### 第4節 消毒

#### 1 消毒の実施

(1) 消毒の命令

医療救護本部は、感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて感染症患者や建物管理者に対し、感染症患者がいる場所等の消毒を命令する。

(2) 医療救護本部による実施

感染症患者や建物管理者が消毒することが困難な場合、医療救護本部は、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告し、防疫活動班により速やかに消毒を実施する。

(3) 消毒の支援要請

市において消毒の実施が不可能又は困難な場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に消毒実施の支援を要請する。

### 第5節 ねずみ族、昆虫等の駆除

#### 1 駆除の実施

(1) 駆除の命令

医療救護本部は、感染症の予防、まん延防止のため、必要に応じて建物管理者に対し、感染症の病原菌に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等の駆除を命令する。

(2) 医療救護本部による実施

建物管理者で駆除することが困難な場合、医療救護本部は、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告し、防疫活動班により速やかに駆除を実施する。

(3) 駆除の支援要請

市において駆除の実施が不可能又は困難な場合、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に駆除実施の支援を要請する。

### 第6節 予防接種等の実施

#### 1 予防接種の実施

(1) 県の指示による予防接種の実施

県から市に対し、予防接種実施の指示があった場合は、速やかに予防接種を実施する。

(2) 医療救護本部の判断による実施

県からの指示がない場合において、医療救護本部で必要と判断したときは、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告するとともに、速やかに予防接種を行う。

(3) 予防接種を行う者

上記により予防接種を実施するときは、救護所等、医療救護本部の指定する場所において、医療救護本部の要請により医療救護班が実施する。

(4) 予防接種の支援要請

市において予防接種を行うことが不可能又は困難なとき、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に支援を要請する。

## 2 予防投与の実施

(1) 県の指示による予防投与の実施

避難所等においてインフルエンザがまん延し、県が市に対し高齢者、慢性呼吸器疾患など重症化及び合併症発症のハイリスク者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう指示があった場合、市は速やかに予防投与を行う。

(2) 医療救護本部の判断による実施

県からの指示がない場合において、医療救護本部で必要と判断したときは、災害に関する状況を県災害対策本部岐阜支部に報告するとともに、速やかに予防投与を行う。

(3) 予防投与を行う者

上記により予防投与を実施するときは、救護所等、医療救護本部の指定する場所において、医療救護本部の要請により医療救護班が実施する。

(4) 予防投与の支援要請

市において予防投与を行うことが不可能又は困難なとき、医療救護本部は、県災害対策本部岐阜支部に支援を要請する。